

## 水産卸売代行業者撤退による対応について

昨年6月に水産卸売代行業者の(株)大栄から時期は未定としながらも、当市場から撤退する旨の説明があり、11月に令和6年3月末をもって撤退するとの正式な申出があった。

### 1. 新規業者確保への対応

#### 【可茂中央市場】

- ・岐阜市中央卸売市場、A社に紹介依頼（R5.6.29）
- ・過去に取引のあった名古屋市中央卸売市場の業者に紹介依頼（R5.11.2）
- ・B社に出店打診（R5.11.7）
- ・C社に出店打診（R5.12.22）

#### 【組合】

- ・組合のホームページに水産卸売業者の募集を掲載（R5.12.1）
- ・D社の水産部に紹介依頼（R6.1.30）

### 2. 買受人への対応

#### 【可茂中央市場・組合・水産業者】

- ・撤退による影響について、一部の買受人にヒアリング（R5.11.21）
- ・水産業者が、一部の買受人には口頭で伝達
- ・全買受人宛てに撤退する旨の文書を送付（R6.1.5）
- ・全買受人を対象に説明会を実施（R6.1.16） ※13社参加

### 3. 組合議会への対応

- ・副市町村長会議で説明①（R5.11.24）
- ・12月定例会で説明（R5.12.25）
- ・副市町村長会議で説明②（R6.2.9）

### 4. 影響を軽減するために組合として出来ること

水産卸売に係る使用料の免除 ※2カ月間  
約40万円（売場と冷蔵庫の使用料20万円×2カ月）

- ・営業終結の整理期間として、令和6年4月、5月の2カ月営業を継続してもらう必要がある。
- ・新規業者を確保するための猶予期間とすることができる。